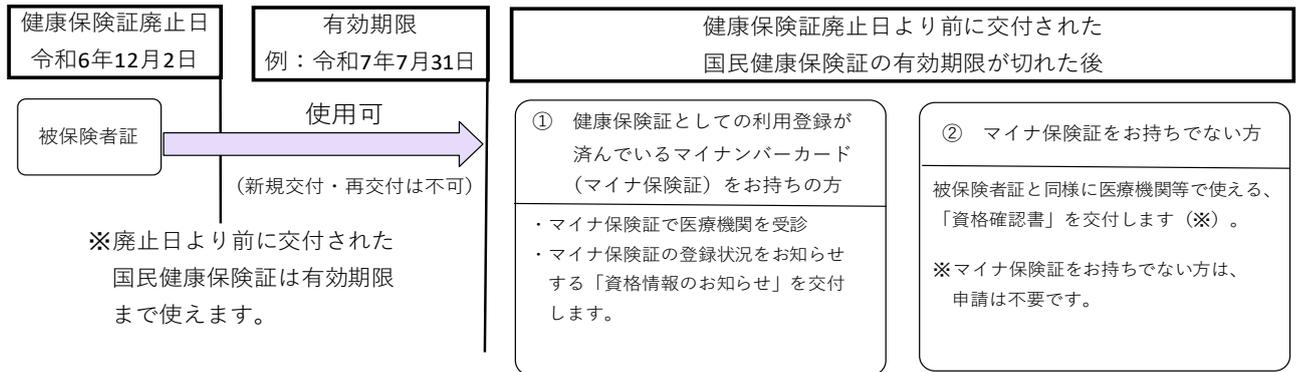


国民健康保険被保険者証の発行廃止後の取扱いについて

1 被保険者証等の取扱い

令和6年12月2日以降は新たに健康保険証は発行されなくなります。

交付されている国民健康保険証は有効期限まで使えます。



(1) 現行被保険者証

発行(更新)日：令和6年8月1日

有効期限：令和7年7月31日

(2) 上記有効期限までに後期高齢者医療制度に移行する方、新規加入、住民異動(転居、転入等)のある方など

■ 12月1日(日)まで

現行被保険者証を発行

有効期限：令和7年7月31日

■ 12月2日(月)以降

マイナ保険証所有者：資格情報のお知らせ

マイナ保険証未所有者：資格確認書(現行保険証と同様カード型)

(3) 周知

ア チラシ配布：証更新時に全世帯宛上記スケジュールを掲載したチラシを配布

イ 広報まえばし・HP：①11月に12月以降の変更点をまとめた記事を掲載予定

②令和7年の資格確認書等の送付前に再度周知

2 マイナ保険証利用状況

(1) 登録率(令和6年7月10日時点)

| | 被保険者数 | 登録者数 | 割合 |
|--------|---------|---------|-----|
| 国民健康保険 | 64,435人 | 39,943人 | 62% |

(2) 利用率（令和6年5月末時点）

※外来レセプト（診療報酬明細書）に対するマイナ保険証利用率

| | 全国平均 | 前橋市 |
|--------|-------|--------|
| 国民健康保険 | 8.36% | 15.43% |

(3) マイナンバーカード保有状況（令和6年6月末時点）（前橋市人口331,771人）

| | 人数 | 人口に対する割合 |
|----|----------|----------|
| 申請 | 290,537人 | 87.6% |
| 保有 | 254,978人 | 76.9% |